

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」  
会議録要旨（全文）

日 時：令和2年2月14日（金） 午後2時から午後4時まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室  
出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，我妻良恵委員，阿部祥大委員，  
大竹幸恵委員，佐藤善司委員，佐藤憲康委員，高野幸子委員，  
根來興宣委員  
（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）  
海野京子委員，本多恵子委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）  
小林純子委員，竹下小百合委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会

司会（子育て社会推進室 小林副参事）

- 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。
- はじめに，12月より新たに，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。  
公募委員の竹下小百合委員でございます。  
連合宮城の阿部祥大委員でございます。
- ここで，会議の成立について御報告いたします。本日は所用により，阿部敬子委員，佐々木敦子委員，佐々木とし子委員，高橋由美委員が御欠席でございますが，次世代育成支援対策地域協議会においては14名中11名，子ども・子育て会議については15名中11名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも過半数を上回ることから，条例の規定により，本会議はいずれも成立していることを御報告申し上げます。  
なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターや県ホームページで公開することになりますので，よろしく願いいたします。
- 本日1名の方が傍聴されますことを御報告いたします。  
傍聴されます方をお願いします。本日の会議は公開で行いますが，会議開催中は静粛に傍聴することとし，拍手その他の方法により，公然の賛否を表明しないようお願いいたします。  
また，許可を得ない写真撮影，録画，録音等をご遠慮ください。
- はじめに，会議の開催に当たりまして，保健福祉部次長の武内より御挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

武内保健福祉部次長

- 本日は、保健福祉部長が県議会に出席しておりますことから、会議の開会にあたり、部長に代わりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。
- 本日は、御多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。  
併せて、このたび、新たに本会議の委員に就任されました阿部委員、竹下委員におかれましては、今後、県の子育て支援施策について貴重なご意見を頂戴したいと存じますので、よろしく願いいたします。
- 東日本大震災から間もなく9年経ちますが、災害公営住宅の整備はすべて完了したほか、観光資源や産業、保健・医療・福祉の提供体制も回復しており、復興は着実に進んでまいりました。  
一方、昨年10月に発生しました「台風19号」に係る災害におきましては、県内に甚大な被害を及ぼし、多くの方々が未だに不自由な生活を強いられております。学校や保育所等の施設が被災し、子どもたちの生活にも大きな影響を及ぼしました。  
県といたしましては、災害復旧を着実に進めるとともに、被災者の生活支援や心のケアなど、引き続き、きめ細やかに対応していきたいと考えております。  
委員の皆様方におかれましては、これまでも、地域の子ども・子育て支援の充実のため、それぞれのお立場で御尽力いただいていることに対しまして、改めて厚く御礼申し上げますとともに、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会を実現できるよう、引き続きよろしく願いいたします。
- さて、本日の会議では、内容の検討を進めてまいりました、次期『みやぎ子ども・子育て幸福計画』の最終案をお示しすることとなりました。前回の会議において委員の皆様から頂戴しました御意見や、パブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえ、修正した内容について御説明する予定でございます。
- また、「宮城県子どもの貧困対策計画」につきましては、昨年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されましたことから、改正の概要及び法改正を踏まえた次期計画の策定方針について御説明申し上げる予定でございますので、委員の皆様方からの忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。
- 結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めて皆様の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

## 3 出席者紹介

司会

- 続きまして、主な職員を御紹介いたします。  
保健福祉部 武内次長でございます。  
子ども・家庭支援課 武田課長でございます。  
子育て社会推進室 福田室長でございます。  
子ども・家庭支援課 佐々木子ども・子育て支援専門監でございます。

環境生活部 共同参画社会推進課 田中課長でございます。

教育庁 義務教育課 奥山課長でございます。

また、事務局席のほうに、教育企画室及び生涯学習課の担当者が出席しております。

- それでは、以後の進行につきましては、条例の規定により足立会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

#### 4 説明事項

##### (1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」（最終案）について

足立会長

- 議長を務めます足立でございます。

それでは議事に入ります。

議題の一つ目、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）』【最終案】についてでございます。

前回、7月の会議では次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の「中間案」について議論いたしました。今回はその意見等を踏まえて調製されました「最終案」となります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（子育て社会推進室）

- 子育て社会推進室の福田でございます。それでは、説明事項の(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」【最終案】について、御説明いたします。

前回、昨年7月この会議において、皆様から頂いた御意見等を踏まえて調製いたしました中間案につきまして、11月にパブリックコメントを実施したほか、12月に県議会への報告をいたしました。県民及び議会から頂いた御意見等を踏まえ、庁内で検討を重ね、今回最終案をお示しすることとなりました。

お手元にお配りした資料1-1が本計画の最終案となりますが、その概要をまとめました資料1-2を中心にご説明いたします。

《最終案の概要》

- 資料1-2【最終案の概要】を御覧ください。

まず、「計画策定の趣旨」、「計画期間」、「計画の位置づけ」、「基本理念」、それから6つの「策定の視点」ですが、こちらについては前回の会議で御説明したとおり、内容に変更はございません。

また、右側の大きな枠内「推進する施策と内容」につきましても、変更はございません。資料にお示ししているとおり、主な課題に対応して8つの施策を推進してまいります。右端の枠内に記載しております、推進する施策の「主な内容」のうち、太字で記載している内容は、特に重点的に取り組んでいくこととしております。

- 次に、資料の左下、「指標」でございますが、前回の会議の時点から、この指標については大きく見直しを行っております。

現行計画においては、合計特殊出生率と保育所等利用待機児童の2つの項目でしたが、前回の会議では、「この2つだけでは評価が偏りがちになるため、計画全体のアウトカムを点検・評価する項目が必要。」という御意見をいただきましたが、そのほかにも様々な意見を頂戴したところであり、検討の結果、最終的に11の項目を指標として設定いたしました。

詳細については、後ほど御説明いたします。

#### 《中間案からの主な修正点について①委員からの意見の反映》

- 続きまして、資料1-3【中間案からの主な修正点】を御覧ください。

資料1ページ目ですが、前回の会議で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて修正した点をまとめてございます。こちらはすでに、パブリックコメントを実施する際に、御意見の反映状況をお示ししておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

#### 《中間案からの主な修正点について ②パブリックコメントの反映》

- 次に、2ページに移りまして、パブリックコメントの意見を踏まえた主な修正点についてですが、昨年11月25日から12月24日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、2名の方から複数の御意見を頂戴いたしましたが、その内容を要約し、主に3つの要点にまとめたものでございます。

- 一つ目は「子どもの遊び場づくり・居場所づくり」についてです。

まず、子どもの健やかな成長を見守る上で、「地域の中での遊び場・居場所」などの環境づくり、また、「放課後の遊び場・居場所づくり」の記載を入れてはどうかというものです。これにつきましては、資料1-111ページ「子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」の項目の、基本的方向性で、学びと遊びが体験できる子どもの居場所づくりを進めることとするほか、16ページ「ニーズに応じた多様な子育て支援の充実」の項目の、基本的方向性で、「遊びの拠点」と安心・安全な「居場所」を通した子どもの健全育成を確保するため、支援していくこととしております。

- 次に、児童館職員等の資質の向上について、遊びの本質的な理解を促す研修を重視してほしいという提案ですが、これにつきましては、17ページの児童健全育成事業の事業内容の中で、職員の資質を高める研修において、遊びの本質の理解の研修も実施するなど、研修の内容の充実に努めてまいります。

- 次に、「学ぶ土台づくり推進計画」にあります、幼稚園等での「遊びを通じた学び」の重要性について、本計画でも盛り込むこと。また、放課後に遊べる環境づくりという視点で、健やかな体の育成に取り組むことについての提案には、18ページの「幼児教育と小学校教育との連携・接続」の項目の、基本的方向性で、「遊びを通じた学び」が小学校の「各教科等における学習」に円滑に接続されるよう、支援します。また、25ページの「健やかな体の育成」の項目の、基本的方向性で、「体を動かす遊び」を加え、主な事業に、早い段階から運動や身体を動かす遊びに親しむ習慣などにより体力等を向上させる

事業を追加しております。

- 次に、「屋外の遊び場環境の整備」を追加する提案についてですが、59 ページ、60 ページの「住みよいまちづくりの推進」における、現状と課題に、外で子ども同士がふれあう遊び場が減少しているという現状を加えたほか、基本的方向性で、コミュニティを形成できる場の効果的活用と、安全・安心が確保された遊びの環境づくりを促進することとしております。

- 続きまして、資料1-3の3ページになりますが、二つ目は、『「ルルブル」の取組』についての御意見です。

県が掲げる「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）は、宮城県ならではの取組であり、もっとアピールしたほうがよいという御提案でした。これにつきましては、21 ページの「確かな学力の向上」の項目の、基本的方向性で、「ルルブル」の取り組みを推進していくこととしております。

- 続きまして、三つ目は、「東日本大震災により影響を受けた保護者・教育者・保育者への支援」についてです。
- 震災を経験した子どもの保護者だけでなく、子どもを見守ってきた教育者、保育者の精神的負担を考慮した心のケアの必要性についての御提案でした。これにつきましては、64 ページの「震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実」の項目の、現状と課題で、教育者や保育者への心のケアの必要性について述べるとともに、基本的方向性で、保護者、支援員等の相談に応じることとしております。
- なお、保護者のケアをはじめ、支援者支援ということでのケアはこれまでも実施しているところですが、重要な課題でありますので継続的に取り組んでいきたいと考えております。

以上が、パブリックコメントの内容を踏まえた修正点でございます。

#### 《子どもからの意見聴取について》

- 続きまして、この計画の「当事者である子どもからの意見聴取」についてですが、計画を策定する上で、子ども・子育てに関する子どもたちの考えを参考にすべく、共同参画社会推進課で担当しております「みやぎの青少年意見募集事業」を活用し、県内の青少年から意見を募集しました。
- 意見提出のあった青少年政策モニターのうち10名と意見交換会を実施し、中学生から大学生の方々に直接意見を聞いております。主な意見については、資料3 ページ下段にお示ししたとおりですが、子育てに関してはネガティブな意見が多かったほか、将来に向けて必要なことについては、手厚い経済的支援や保育所などの受け皿確保、また、産後の女性が職場復帰しやすい環境づくりなど、県が重点的に取り組むべきと認識していることと同様の意見をいただきました。こうした意見を計画策定の参考としております。

#### 《中間案からの主な修正点について③県議会からの意見の反映》

- 続きまして、資料の4 ページですが、計画の中間案につきまして、県議会の環境福祉

委員会で報告しております。その際にいただいた主な御意見に対する最終案への反映状況をまとめたものでございます。

- まず、一つ目、みやぎ県南中核病院において、令和2年10月以降分娩を休止することが明らかになりましたが、安心して子どもを生み育てることができるよう、地域での分娩が途絶えることがないよう取り組んでほしいとの要望がありました。

県としましては、医師確保に向け、力を入れて取り組んでいるところですので、34ページ「切れ目ない妊産婦・乳幼児における母子保健対策の充実」の項目の、基本的方向性で、周産期医療従事者の確保・育成に努めることとしております。

- 次に、二つ目ですが、いわゆる「就職氷河期世代」の経済的不安の問題、また、これに関連しますが、三つ目に、結婚支援の中でも経済的な部分に係る支援について、その社会的背景を考慮しつつ、計画に盛り込んでもらいたいという御意見がありました。

これにつきましては、32ページの「次代の親の育成」の項目の、現状と課題で、就職氷河期世代の中には、不安定な雇用による経済的な理由から、結婚や子どもを持つことが困難な方もいるという現状がある。としています。基本的方向性では、現在、幅広い世代の就業を支援するとともに、国の「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、県としても、現在実施しております「みやぎジョブカフェ」による就業支援に加え、国の交付金を活用した新たな就労・自立支援の取組を行っていくこととしております。

また、57ページ、58ページの「結婚を支援する取組の推進」の項目の、現状と課題で、不安定な雇用状態にある人や若年者の中には、経済的な理由から、結婚に踏み切れない人もいることを加えるとともに、基本的方向性では、国の結婚新生活支援の補助金や、市町村が実施している助成制度について、結婚に伴う経済的支援に関する制度の普及啓発を推進していくこととしております。

- 次に、四つ目ですが、「指標」につきましては、先ほども御説明いたしました、大幅に修正しております。

- 資料1-1計画本体の65ページを御覧ください。

現行計画の指標が2つのみでありましたことから、計画全体の評価・検証ができるよう、次期計画では、各施策に対応した項目を設定することで検討を行い、中間案の公表時点では8つの項目を設定しておりました。計画の目標値につきましては、「宮城の将来ビジョン」や個別計画において数値目標があること、また、合計特殊出生率や児童虐待相談件数など、そもそも目標値を定めることがそぐわないものがあるため、当初から、目標値は設定せず、計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として位置づけてまいりました。このようなご説明をした上で、他の個別計画に定めている目標値が見えるかたちにしたほうがよいとの御意見を踏まえ、65ページに記載のとおり、表記できるものについては、右端に個別計画の目標値を参考に載せることとしております。

- 指標項目としましては、合計特殊出生率と待機児童数のほか、3つ目に「認定こども園の設置数」を設けておりますが、認定こども園の設置を推進する立場である県として、資料1-1の15ページ、「ロ 幼児期の学校教育・保育の充実」の基本的方向性でお示ししておりますとおり、各市町村の計画と現状の設置見込みを踏まえ、計画の最終年度ま

で県全域で150箇所を目標設置数といたしました。参考までに、各区域毎の内訳は、計画の「資料編」84ページに記載のとおりでございます。

- 65ページの指標にお戻りください。

4つ目以降ですが、教育振興基本計画にあります「不登校児童生徒の在籍者比率」、また、「志教育」の推進として「将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合」を載せております。母子保健関係では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター設置市町村数」。支援を必要とする子どもや家族への対応については、「児童虐待相談件数」、「子どもの貧困対策計画策定市町村数」としております。また、ワークライフバランスの推進では、独自に女性活躍と子育て支援に取り組む企業を応援する「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」。子どもの安全確保として、声かけ事案等の「子どもを犯罪の被害から守る条例違反届出件数」としております。また、計画全体のアウトカムについて点検・評価する項目としての、「県民意識調査による県民満足度」を含め、最終的に11項目を指標として設定することとしております。

以上が、中間案からの主な修正点でございます。

#### 《資料編について》

- 最後に、資料1-1計画の資料編ですが、73ページから81ページまで、「教育・保育の量の見込みと確保の内容」について示しておりますが、こちらは、教育・保育施設を整備する際の定員数について、住民ニーズを表す「量の見込み」と供給を表す「確保方策」の数値を設定して計画値としているものです。県計画は、各市町村が計画に定める数値を積上げております。市町村計画は現在策定作業中ですので、現時点では暫定数値でございます。同じく82ページの「地域子ども・子育て支援事業」も市町村で計画に定める数値を積上げ、参考に掲載しております。
- また、85ページの「幼稚園教諭・保育士等の必要見込数」ですが、現時点での各市町村の量の見込み数や保育所等の求人数などを踏まえ、保育士等の必要見込み数を算出しております。

資料編に記載の数値は、市町村の計画の確定によって変更することがありますので、御了承願います。

#### 《今後のスケジュールについて》

- 以上が、「子ども・子育て幸福計画」【最終案】の概要についてでございます。最後に、今後のスケジュールについて簡単に御説明いたします。

本日の会議でいただいた御意見を踏まえて、庁内調整を図り、「最終案」を調製いたします。3月下旬に知事を本部長とする次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に諮り、本部会議の了承をもって計画策定となります。

策定した計画は、県のホームページで公表いたしますとともに、製本したものを、委員の皆様をはじめ、関係機関等に配布する予定でございます。

- 以上で説明事項(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画」【最終案】についての説明とさせていただきます。

足立会長

- ただいま事務局から次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の最終案について説明がありました。事務局からの説明に対して忌憚のないご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。  
小林委員どうぞ。

小林委員

- 先ほど県議会からの意見として、みやぎ県南中核病院で分娩を休止するというお話があって、それについての説明として周産期医療対策事業のお話がありましたが、少しここを詳しく教えていただきたいと思います。

事務局（子育て社会推進室）

- 医療機関の縮小というか、仙台市内に集中していて、地方でさまざまな医療機関が診療を中止したり、必要な診療科がなくなってしまうたりしているといった大きな問題がありまして、県議会の意見をお聞きする直前に県南中核病院において分娩を休止するというショッキングなものがあったものですから、県南を代表する県議の方から「こういう状況で本当に子供の対策がとれる状態なのか」という厳しいご意見があったところでございます。  
県といたしましては、今後も医師の確保に努めていくとともに体制整備に努めていくことで、県の対策を進めていくというところでございます。

小林委員

- 私が被災地を回っていても、若い方が戻らないことの一つに子育てとか産み育てることができるのか、あるいは学校の統廃合で非常に通学が遠くなってしまったりとかそういうことを懸念している若い世代が非常に多いなという感じがしていて、確かにこのことは非常に問題かと思うのですが、今のお答ですと周産期医療情報センターというのが、仙台市に存在するのでしょうか、それとも機関としてあるのでしょうか。  
センターというものがどういうものなのかということと、それから運営支援だからそこにドクターがいて、その方たちが派遣されて、分娩がなくなった中核病院に行って診察をしたり健診したりするということになるのかと思うんですけども、何かちょっと、遠回しというか、もう少し実効性のある手段というのとはとりにくいものなのでしょうか。そのことを聞きたいと思います。

事務局（子育て社会推進室）

- 大変申し訳ないのですが、これは医療政策課というところで対策をとっているところではございますが、子育て社会推進室としてはこれ以上詳しいご説明をすることができませんので、医療政策課のほうで今のご質問にお答えできるか調整をさせていただいて、この会議中にできればお答えできるようにしたいと思います。



小林委員

- 将来ビジョンのほうの、具体的な計画というのはこれから詰めていかれると思うんですけども、合計特殊出生率を上げていくという課題がある中で、このことはちょっと相反しているのかなと思ったのでお聞きしたかったところです。もし後ほどわかったら教えてください。以上です。

足立会長

- ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんでしょうか。  
君島委員、どうぞ。

君島委員

- 計画の期間なのですけれども、令和2年度から令和6年度までということですが、手元に資料がありました、宮城県子どもの貧困対策計画の策定方針について、資料2ですけれども、令和2年度からみやぎ子ども・子育て幸福計画がスタートして、貧困対策計画が令和3年度からということになりますね。みやぎ子ども・子育て幸福計画の1年目に貧困対策がつくられて、途中でどのように、子どもの貧困対策計画で盛り込まれたことが後々反映されるのか、計画期間の途中になると思うんですけども、反映されることがあるのかどうかというところをお聞かせいただければと思います。

事務局（子育て社会推進室）

- 子ども・子育て幸福計画は、子供の対策に関する基本的な対策になります。貧困対策計画ですとか、現在策定中の、ひとり親計画ですとかさまざまな個別計画があるんですが、そうした個別計画をまとめたものが、この「みやぎ子ども・子育て幸福計画」であるというようにご認識していただければいいのかなと思うんですけども、本来貧困計画については同じ年度に、今年度策定する予定でございましたが、国の大綱等の関係で、後ほどご説明させていただきますけれども、来年度にずれ込むことになってしまいましたが、国の政策ですとか、この幸福計画の中で謳っていることも踏まえて計画を策定していくことになります。

武内保健福祉部次長

- 補足させていただきます。  
資料1-1の2ページをご覧いただきたいと思うんですけども、みやぎ子ども・子育て幸福計画は、いわば、子ども分野の総合的な計画ということになっております。それと関連する計画として、この子ども・子育て幸福計画の中にも教育分野のものも当然盛り込まれていますけれども、教育振興基本計画というのがあったり、あとは、今同時並行でつくっていますけれども、ひとり親家庭の自立促進計画や社会的養育推進計画などがあります。あとはやはり計画の期間が必ずしも全部一緒ではないものですから、そのところで計画の改訂の時期が当然ずれてくるところもあるんですけども、今回の子ども・子育て幸福計画の中にも子どもの貧困対策計画の部分というのが当然入ってお

りまして、現時点で考えられるものはこちらに入れていくことになります。

子供の貧困対策は非常に重要でございますので、その辺なども令和2年度の新規事業として今議会のほうに予算をご提案しているものもありますから、そういった予算の議決状況なども踏まえて来年度、子供の貧困対策計画を深掘りした形で策定していくことになります。ただ、その際には当然基本的な計画、子ども・子育て幸福計画の子供の貧困対策の部分は踏まえながら、というような形になります。

足立会長

○ 「子供の貧困対策計画」につきましては、次の議題でまたご説明をお願いいたします。それではほかにご意見ございませんでしょうか。

海野委員どうぞ。

海野委員

○ 指標の6、「子育て世代包括支援センター」の設置市町村というのがありますが、これは令和2年度までに各市町村がつくこととされているものじゃないかなと思うんですけども、この計画自体が令和6年度までですよ。そうすると、もう一つ、「子ども・家庭総合支援拠点」を令和4年までに設置するよというのがあるんですけども、それをペアにして考えていって切れ目ない支援を行うものだと厚労省から示されているんじゃないかなと思うんです。それで、片方だけ令和2年までに設置するよに言われている子育て世代包括支援センターだけ指標に入っているのはどうしてかなと。もう一つのほうの支援拠点も、涌谷には既にあるようですけども、まだ県内では期間に余裕があるから多くないんじゃないかなと思うんです。令和2年にすぐに達成できるようなものだけが指標に入っていることにちょっと疑問を感じたんですが、どうでしょうか。

事務局（子ども・家庭支援課）

○ 今、委員がおっしゃったように、子育て世代包括支援センターは母子保健法の関係で令和2年度までに全市町村に設置を、と厚労省から言われているところで、子ども・家庭支援総合支援拠点のほうも児童福祉法に基づく施設になりますけれども、厚労省から市町村に設置が求められているところになります。

この指標の置き方につきましては、どういう基準で選んでいくかということも含めて今後調整をさせていただければと思いますので、そこをご了解いただければと思います。

海野委員

○ もう一ついいですか。指標の7番目の「児童虐待相談件数」ですけども、これは児相が出している受け付け件数のことでしょうか。

事務局（子ども・家庭支援課）

- はい、そのとおりです。

海野委員

- 受け付け件数、割合も高止まりしているんですけども、これは数が多いことが必ずしも悪いことじゃないんだと聞いていたんです。今まで表に出てこなかったことが関心を持たれるようになって通報が増えてきたということなので、今までだったら出ないようなことも表にあらわれたという意味では、数が多いことが必ずしも悪いことではないということで、数を少なくすること、少ないか多いかで見ってしまうのはちょっと違うような気がするんです。

それから、同じように児童虐待相談対応件数というようなデータもあると思うんですけども、実際どういうふうに対処したかというデータもあると思うんですけども、むしろ指標としては、そちらのほうがいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

事務局（子ども・家庭支援課）

- 今、委員がおっしゃったように、相談が多いほうがいいのか少ないほうがいいのか、そこはいろいろ判断の分かれるところであると思いますので、そういう意味でこの項目におきましては、目標値というものは設定せずに、どういう状況によってその件数が変化したかということを見ていくという意味から指標という形でとらせていただいているところになります。

足立会長

- それからも一つ、今ご質問の中に相談件数と対応件数の違いについてご質問があったかなと思いますけれども。

事務局（子ども・家庭支援課）

- 相談があったものについては、全て何らかの対応をしておりますので、そういう意味で相談件数という形で、指標として測っていくという形を考えているところになります。

足立会長

- 海野委員、よろしいでしょうか。  
それではほかに、委員の方、ご質問、ご意見等ございませんか。高野委員、どうぞ。

高野委員

- どこがどうということではないんですけども、これ全体を読ませていただいて、私は保育所ですので、どうしても保育所関係のところを中心に読ませていただいて、その目標とするところはいいですよ、何も悪いことも書いてないし、そのとおりだなと思うんですけども。

特に今年になって保育士不足が、例えば仙台市内で言うとかかなり深刻です。だから、待機児童がどうのこうのと言いますが、現場に保育士が来ないと入れてあげられないでしょう。だから、120人定員のところを90人に下げてもいい、そのレベルでやらないといけないので、保育士がいないために保育所自身で待機児童をつくってしまうという状況というのは時々この場で発言してきました。どうやって保育士を確保していけばいいかということは、県のご協力もいただいて宮保育のセンターで一生懸命それはそれで頑張っているんですけども、なかなか思ったように保育士が出てこない。潜在保育士も出てこない。新卒の学生さんもなかなか保育現場に来てくれないという中で、本当に深刻なのです。

目標を掲げるのはいくらでもできるんですよ。こうしたい、ああしたいって。本当にそれを具体化しないと、私正直言って保育所これからどうなるのかなって思います。

保育所は苦しくなると、認定こども園になると保育単価が上がるとか、いろいろなことによって、例えば今仙台市の保育所も市場原理を3年か4年前に保育所に入れましたから、足りない分は全部保護者から取ればいいみたいになっているんですね。もちろんご存じのように去年の10月から教育・保育の無償化で負担はゼロになったんですけども、そのために逆に食材費、給食代は払いなさいということで払ってもらいますけれども、4,500円で間に合うわけじゃないんですよ、1カ月の給食が。それで各園で仙台市は平均すると1園で1人から1,000円、だから5,500円ですか、3歳以上はですね。4,500円プラス1,000円で5,500円なんですけれども、多いところは7,700円も取っているところがあるんです。7,500円は仙台市、7,700円は1カ所、7,500円は4カ所、だから、足りなければ保護者から集めればいいのかという安易な考えはやめてほしいですね。

だからその辺で、県がどのようにこれから市町村に目標を、指標となるものを示していくのかわかりませんが、例えば今まで教材費なんていうのは児童福祉施設ですから保護者から取っちゃいけないんです。今、取ったって文句言わないですよ。毎月1,000円の教材費なんて考えられますか。年間で子どもが1人1万2,000円ですよ。それを給食費と一緒に自動引き落としで銀行から引かれるわけでしょう。今度また足りなければ、じゃ今度は500円。何か認定こども園になったら教材費もいろいろなものも取っていいんだとかですね。私は仙台市にこの間「何で認定こども園はいいの」って聞いたら「5年間は支度金みたいな形で取ってもいいということになっている」と。それっておかしいですよ。

だから、そういうすごくおかしいことが現実的に現場でいっぱい起きていることを県として、各市町村がどのようにやっているかというところまで調べないといけないと思います。例えば、保育所が1カ所2カ所しかない市町村は給食費も集めないでしょう。それは町とかが全部出してくれているんですよ、保護者から集めないで。でも仙台市みたいに大きくなると数が多いから親から集めなきゃいけない。足りない分はどうするかと言ったら、結局は園で立て替え、誰からももらえないから出し増しでやっている。

10年ぐらい前までは、認定こども園が出たときに、仙台市は民間の園長を皆集めて、今仙台市は待機が多いので、認定こども園にはならないでほしいということ言われたわけですよ。もちろん待機が多いから「そうですよね」ってなりました。そうしたら今

は認定こども園がいいですよ、という行政の変わり目に私はなかなかついていけないです。それで保育士は来てくれない。

例えば今までは保育所に3歳までいて4歳から幼稚園、最近は3歳から幼稚園、今は保育所にゼロ歳から入るんですよ。ゼロ・1歳と2年いるんですよ。2歳になったらやめるんです。要するに2歳児でやめるということは3歳の誕生日が来たらすぐです。幼稚園に入っている、例えば6月生まれの子が入ったら4月5月だけ月謝払えばいいんであって、6月から無償化になるでしょう。だから保育所にとっては穴あきがまた逆にできてくる。待機児童なんか今少なくなっていますからね、未満児は補充がきかないという状況です。大変現場が今混乱していることをまず検討して、きちっと把握していただきたいと思います。

- 最近は、新聞等で皆さんもご存じだと思うんですけども、多胎児出産、要するに双子、三つ子、これはなかなか支援が得られないというので、去年から仙台市に一時保育でも預らせてほしい、無料でいいからということを行っているんですけども、なかなか「うん」と言ってもらえないうちに、国のほうで来年から、この4月じゃなくて来年から双子、三つ子の支援を何らかの形で打ち出さるらしいんですよ。私はぜひ4月から困っている双子、三つ子の子供を預かりたいと思っています。だから、次期計画の中に、まだつけ足す余裕があれば、子育て支援の中に、とりわけ双子、三つ子の多胎児出産した保護者と子どもへの支援をぜひ入れていただけたらいいと思っています。

#### 足立会長

- ありがとうございます。何点かご意見を伺っておりました。その中には先ほどご説明あった資料1-1の73ページから教育・保育無償化の見込みと確保の内容等というところで、現在各市町村で連絡が回っていることかと思えますけれども、そこの突き合わせが必要じゃないかというお話もあったかと思えます。

それでは、そのことと関連して、幼稚園連合会の根来委員、いかがでしょうか。保育士不足、幼稚園からもあると思えますけれども、いかがでしょうか。

#### 根来委員

- 私もこども園の設置数を指標で上げているのはちょっと疑問に思ったところがありまして、今、高野委員がおっしゃったように、幼稚園も預かり保育の充実と幼稚園教諭の確保ができれば、ある程度各市町村の待機児童も含め教育の量の確保というのが見込める市町村が結構あることを連合会では把握しております。ところが、近年の認定こども園が増えていくことによって、数は増えてはおるんですけども、実質的に預かる子どもの人数が減少している実態もあるんじゃないのかなという予測を立てています。

というのは、幼稚園教諭や保育士が分散することによって、高野委員がおっしゃったように、各施設の預かれる子どもの数が減っているという傾向が感じられるからなんです。ですから、そもそも認定こども園の設置数を150カ所という目標を掲げる前に、利用されている方からアンケートをとっていると思うんですが、こども園の利用に関してのアンケートの中でどういう評価を県として受け取っているのか。その評価のとり方

によって、こども園の必要性とか、あるいは数よりも質を検討すべきだとなるとか、そういう捉え方であると思うんですね。

保育の必要性は国の指標でもあと20年は続くだろうと言われているので、保育園やこども園というゼロ歳から未満児の子供を預かる施設というのはまだまだ必要とされる時期なんだろうと思うんですが、ただ単に受け皿というか、箱をつくれればいいというものではなくて、現存の施設で果たしてどのぐらい確保できていて、実質的に定員数でいうと本当に新しい園が必要なのかどうかということも検討すべきじゃないのかなと思います。

それと並行して、先ほど申し上げた教育・保育の質というものがどの程度担保できているのか、ニーズに対して供給がどうなっているのか、それから利用者の評価というのはどうなっているのかというのをもう少し根幹のところからアンケートをとって、それを数値化した中で検討されてもいいのではないのかなと思います。利用するのは子どもたちなので、親が必要でも行きたくないという子もいると思うんですね。それはやはり質の問題だと思うんです。ですから、子供の立場に立って受け皿の設置というのは考えていく必要があるのではないかなと思います。

#### 足立会長

- ありがとうございます。量だけでなく質の問題についても言及いただきましたけれども、今の根来委員あるいは高野委員のご意見に対していかがでしょうか。

#### 事務局（子育て社会推進室）

- 保育所あるいは子どもたちを預かる幼稚園にしてもこども園にしても、保育の現場が非常に厳しい状況だということは、100%わかっていますというわけではないですけども、監査に行ったりそれから保育園長さんたちとの話し合いであったりそういう中で常にお話を聞かせていただいているところですので、厳しい状況だということは認識しているつもりでございます。

そういう中で、この計画の中で保育の質の問題ですとかキャリアアップ研修ですとかが始まりましたので、保育士さんたちの質の向上は今後ももちろん続けていかなければならないと思っておりますし、厳しい保育士不足の現状についても、これは監査に行くとも必ず園長さんたちから、非常に厳しい状況で、民間ではお金を払って来てもらうような、そういう状況にまでなっているので、非常に厳しいというお話は常に伺っております。

県でも保育士バンクを設置いたしまして、潜在保育士の再就職等にも力を入れているところなんですけれども、なかなか不足数に対して登録者数が追いつかないとか、マッチングがうまくいかないとか、あるいは民間業者だと働くごとに上乗せのお金をもらったりする等があって、非常に現場の保育園では、あるいは幼稚園でもそうだと思いますけれども、ご苦労されていることは伺っております。

この計画の中に、そういう潜在保育士の掘り起こしであったり、研修等を通じて質の向上に努めていくというところを今後も続けていくということは盛り込ませていただい

ております。

あとは保育士さんたちが、現場によって1年2年、平均して3年ぐらいでやめていってしまう保育士さんたちが多いと言われております。そういうことで、離職防止のための施策を昨年度以来取り上げ、保育士補助者であったり、支援者であったり、そういう方々を雇った場合に支援するための補助金をつくったり、そういう制度の充実に努めているんですけども、現場の皆さんが本当に助かったというくらいにはまだまだなっていないというところはあるんだと思います。ただ、継続してそういう事業を実施しながら対策に努めてまいりたいと思っているということをご理解いただきたいと思っております。

今後にも対策には努めてまいりたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

#### 高野委員

- ちょっとだけ、つけ足しさせていただきます。

要するに、離職する、離職というのはあるんですけども、なぜ離職するか。確かに保育士の仕事は大変だということもあるのですが、条件が悪過ぎるんですよ。労働条件、賃金。だから、保育士をやっていると安いから別な仕事についたほうがよっぽどいいってなります。うちのほうなんかでも、辞めていくときですけどね、給料を日当、時間とかに合わせると900円から950円ぐらいです。そうするとご父兄の方で、例えばa uとかドコモに勤めている人がいれば、その保護者の人が時給1,500円とかで働いているのを職員はわかるわけですよ。そうすると何で保育士はこんな大変なのに1,000円にもならないんだと。だからはっきり「給料安いからやめます。給料高いところを探して行きます」と、今の若い人たちはそういうことをはっきり言って行きます。だから、いろいろな手を打っても、要するに保育士の労働条件をよくしてあげない限り、誰も3対1、6対1、20対1って最低基準を見直そうなんて言ってもくれないでしょう。いろいろな手だてを打っても、条件が、労働条件、処遇条件がよくなる限り保育士は辞めていきます。

- それで、県はキャリアアップ研修ってやってますよね。うちではキャリアアップを受けた職員はね、「無駄だ」と言うんですよ。「わざわざこういうのをやっても、中身がない」と。キャリアアップ研修のために、社会福祉協議会に県はお金を出して委託しているのかもしれないけれども、それなりのお金はかかっていると思うんですね。県として社協にお金を出しているのであれば、どういう経費でどのぐらいの効果が生まれ、現場に帰った職員に成果を持って帰させているかということもぜひ検討していただきたいと思いますね。やるべきことをやっていないと言っているわけではないんですけども、せっかくお金をかけてやっていることが効果があるのかないのかぐらいは、検証していただきたいなとお願いします。本当に深刻なので、よろしくお願いします。

足立会長

○ ありがとうございます。保育士の置かれた状況についてご説明いただきました。

それでは、ちょっと話を元に戻しまして、先ほど小林委員からご質問のあったことですけれども、医療政策課の担当の方、いらっしゃいましたらご説明お願いいたします。

事務局（医療政策課）

○ 途中から参加させていただきました保健福祉部医療政策課長の佐々木と申します。よろしく願いいたします。

お尋ねのありました件、周産期医療の医療体制の現状をご報告させていただきます。

現在、本県におきまして、各医療機関の周産期の特性を生かす形あるいは機能を集約するような形で、周産期母子医療センターという連携を進めているところです。具体的には、地域の周産期医療施設でお産などをされるわけですが、例えばそこで出産の際に重症事例などがあつたときには、二次医療施設としまして地域の周産期母子医療センター、これは各病院を指定する形でそういう受け入れ体制を整えているところですが、県内で例えばですが、宮城県立こども病院あるいは仙台市立病院など全域で8病院ほど地域周産期母子医療センターとして指定をさせていただいております。

それでもなお重症事例、それよりもっと症状のひどいような事例があつた場合には総合周産期母子医療センターというもの、これも指定医療機関になりますけれども、そこでの受け入れ体制というのもさらに整えております。

すなわち、地域での周産期医療としての一次医療施設、それから地域周産期母子医療センターとしての二次医療施設として8つ、それから今申し上げました重症事例を受け入れます三次医療施設としての総合周産期母子医療センターの連携体制を整えています。

この総合周産期母子医療センターというのは東北大学病院と仙台赤十字病院の2病院を指定させていただいておりまして、症例に応じました受け入れ体制といったものを整備させていただいているという現状でございます。

足立会長

○ ありがとうございます。小林委員、ご質問の趣旨から、いかがでしょうか。

小林委員

○ ご説明ありがとうございました。

質問の趣旨というか、内容としては、県南中核病院が分娩をとりやめるというところから、県議会議員さんがご質問になつたというお話から、医療体制をこういうふうに構築しているということを今詳しくご説明いただいて、わかつたわけなんです、その土地で分娩をなさる若い世代の方たちは、何かあつたとき他の圏域に行かないといけないとか、あとは近くに一次的に分娩できる場所もないという状況の中で、安心して産み育てるということを謳っている計画とは相反しているのではないかと、このところ心配だということをお知らせしました。民間の産婦人科も閉ざしていくところが多いのと小児科も大分減つているというようなことがあつて、こういう連携の体制をとっていただいている



ことはとてもありがたいんですけども、そこに運ばないといけない、病人を運ばないといけないとか、救急体制とかそういうことも心配ではないかということもありました。

#### 事務局（医療政策課）

○ 今の点の補足になりますけれども、そういったお産に関して、搬送しなければいけないような案件が出た際には別途、今申し上げました階層制の受け入れ体制を敷いていますが、それが効率的な搬送が行われるために、「周産期医療情報システム」というものもあわせて運用しております。これは今申し上げましたような各医療機関のベッドの空き状況などをシステム上で検索できて、どこに運ぶと迅速に対応できるかといったような搬送調整を行うためのシステムも別途用意しておりますので、そういったものも活用しながら、事案に応じた搬送なども体制としてあわせて整備をさせていただいております。

いずれにしても、その地域で安心して産めるという環境につきましては大変重要な課題だと思っておりますし、今回、県南中核病院におけるお産、分娩の休止に関しましてのお話も、地元からの、何とかそれを回避してほしいということでの要望もいただいておりますので、医師を配置する東北大学などにも働きかけるなど県としてできる限りの対応はしていきたいと考えているところです。

#### 小林委員

○ ありがとうございます。そういうシステムになっているということをお産をなさる当事者の方に、何か簡単なパンフレットでもいいので産婦人科などにも置いて知っていただけるととても安心できるのではないかと思います。よろしくお願いします。

#### 足立会長

○ ありがとうございます。この後、2つ議題が残っておりますので、まだご意見をいただけない委員おりましたらお手を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 最初のパブリックコメントで子どもの居場所についてご意見があって、それに対する修正点、反映点ということで、児童館とか児童センター等の役割について、つけ加えてでいるんですけども、我妻委員、いろいろと新たに、修正のところで、児童館、児童センターの役割のことが書かれておりますけれども、何かほかにつけ加える点とかございませんか。

#### 我妻委員

○ 今回、私がお話ししてお願いしてきた、県と市町村、福祉と教育のほうが連携してという言葉も三、四カ所入れていただいたので、とてもうれしく思ったんですけども、これをさらに細かく具体的な計画として実施していく、ここのほうが大変なんではないかなと思いました。いろいろ書いてあったんですけども、私たちは現場で毎日子供たちと接しているわけで、いろいろな問題が発生してくるんですね。それがこれからこの計画の狙いが隔々まで伝わって子どもたちに直接働きかけることができるようになって

ほしいなというのがこの計画を見て思ったところであるので、いかにしてこれを伝えて実施できるようになっていくか、これが一番大きな課題だと思うので、ぜひお願いしていきたいなと思います。

- 児童館も放課後児童クラブのほうが大分クローズアップされてきていまして、保育所から上がってきたお子さんがどんどん児童クラブに入ってきます。児童センターで児童クラブを運営しているところが多いんですけども、どちらかという児童センターというよりは児童クラブの比重がかなり重くなって、人数的にもかなり多くなっている現状になっています。やはり先ほど高野先生おっしゃったように確実に人手が足りません。そのところを何とか解消できないかなと常に思っています。本当に誰かいらないですかということも1年中考えているのが現状で、先日足立先生からも少しお話しいただいたんですけども、学生さんにももう少し協力できる方策があるといいのではないかなというお話をいただいたので、そちらのほうもぜひ検討していただければと考えています。よろしくお願いたします。

足立会長

- それでは、今回新しく委員になられた公募委員の竹下委員、いかがでしょうか。何かご意見ございましたらお願いします。

竹下委員

- ありがとうございます。私、一般公募で応募したんですけども、今現在NPO法人ファザーリング・ジャパンという父親支援の団体の代表をやっております。こちら今回拝見させていただきまして、私も9カ月の子どもと小学校3年生の子ども2人いるんですけども、子どもたちはいつまでも宮城にいてほしいと、宮城で育ててよかったというような宮城県になってほしいなと切に願いながらこちらを拝見させていただきました。
- 母親が結構クローズアップされているんですけども、アンケート調査によりますと母親の一番の相談相手というのがやはり父親、パパなんですね。なので、ファザーリング・ジャパン的にも、もう少し父親に対して何か支援制度であったりとか、産前産後の教室なんかちょっと、盛り込んでいただけたらなと思っていました。

あと今、高野先生のお話にあったんですけども、私も保育室を利用しているので、本当に保育所の先生たちには毎日頭が下がる思いで子どもを預けているんですが、保育士さんになりたいと思えるような環境をつくっていただくことが急務なのかなと思います。施設をつくるのは簡単かもしれませんが、人を育てるほうが非常に時間かかることだと思いますので、何か県のほうで、例えば宮城県で保育士として幼稚園の先生として就職するならばこういった利点がありますよ、みたいなものがあつたら、もうちょっと宮城県で保育士になりたいとか幼稚園の先生になりたいという人が増えて、それが行く行く雇用にもつながって、よりよい宮城県になるのではないかなと思ってお話を聞いておりました。ありがとうございます。

足立会長

- ありがとうございます。そのほかご意見あるかと思えますけれども、次の議題もごいますので、時間が多少あるところでまた最後にご意見をいただきたいと思えます。
- それでは、第1の議題につきましてはここまでとさせていただきます、事務局におかれましては、本日のご意見を踏まえ、計画策定に向けて進めていただきたいと思えます。また、修正内容については、中間案の修正と同じように、簡単に結構ですので、お知らせいただければと思えます。

## (2) 次期「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定方針について

足立会長

- 続いて、議題の二つ目、「次期『宮城県子どもの貧困対策計画』の策定方針について」に移りたいと思えます。  
この議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局（子育て社会推進室）

- それでは、説明事項の(2)次期「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定方針について、御説明いたします。資料2をご覧ください。

《現行計画について》

- 宮城県子どもの貧困対策計画は、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と、同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、平成28年3月に策定され、計画期間は今年度末までの4年間となっております。  
なお、現行計画の概要版を参考に添付しております。

《次期計画策定方針について》

- 本来であれば、今年度中に次期計画を策定すべきところでありましたが、現行計画を1年延長し、次期計画を令和3年度からの5年間の計画としたいと考えております。  
理由としては、昨年11月末に決定された大綱の内容を踏まえた改訂とすること、また昨年6月の法改正において、子どもや保護者、その他の関係者の意見を反映するよう努める旨、附帯決議があったこと、法律の見直しが今後も5年を目途に行われることから、県計画の見直しもその結果を踏まえて改訂するサイクルとするためです。

《スケジュールについて》

- 次期計画の策定スケジュールにつきましては、3月に開催する次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に計画期間の延長を諮り、来年度中に見直しを行いたいと考えております。  
今年7月に中間案、来年2月に最終案を当審議会にお諮りし、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

《改正法及び新大綱のポイントについて》

- 次に、子どもの貧困対策推進法の改正の概要と新大綱の概要について、簡単に御説明いたします。

添付の資料の3頁をご覧ください。

今回の改正においては、「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することとされています。基本理念には、「子どもの最善の利益」が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるよう明記されております。

また、市町村の計画策定が努力義務として規定されました。県といたしましても、市町村の計画策定が進むよう、支援してまいります。

- 次に4頁をご覧ください。新大綱のポイントについて、ご説明いたします。  
なお、県計画の策定にあたっては、この大綱を勘案することとなっております。  
新大綱では、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方が未だ根強く存在していることを踏まえ、家庭のみの責任とせず地域や社会全体で取り組むべき課題であることが目的の中に明記されています。
- 基本方針では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子どもや家庭に配慮し、効果的な支援につなげていくこと、有識者会議での「地域による取組の格差が拡大してきた」との指摘を踏まえ、地方公共団体（市町村）による取組の充実などが示されています。
- 指標につきましても、大きく見直しされ、これまでは25の指標でしたが、今回39の指標が示されています。資料5頁の概要の左下にいくつか記載がありますが、生活保護世帯に属する子どもの高校・大学等進学率や、令和2年4月から開始される高等教育の修学支援新制度の利用者数、電気・ガス・水道料金の未払い経験や食料又は衣服が買えない経験などがあります。
- 重点施策として、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」としてまとめられています。

県の計画でもこれらの重点施策を踏まえ、施策の体系を整理することとしております。

《令和2年度の新規事業について》

- なお、来年度の新規事業として、当室で「子どもの貧困対策推進事業」を実施するため、現在行われている議会に予算案を上程しております。

子どもの貧困対策は地域のニーズや資源に応じて取組を進める必要がありますことから、市町村が行う活動団体助成などの子どもの貧困対策事業に対し県が1/2補助し、市町村における取組を推進してまいります。また、県と河北新報社、(公財)地域創造基金さなぶりの3者で実施している「子どものたより場応援プロジェクト」と連携し、子どもの貧困対策の広報・啓発を行うほか、「子ども食堂」をはじめとした子どもの居場所づくりを行う団体の活動に対する情報発信や連携に関する支援、さらに社会福祉法人など既存の社会資源を活用した子どもの居場所づくりに関するモデル事業などを行って

くこととしております。

市町村の計画策定や施策展開を支援していくため、研修会等も引き続き開催してまいります。

以上で、説明事項（２）「次期「宮城県子どもの貧困対策計画」策定方針について」の説明とさせていただきます。

足立会長

○ ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明に対してご意見あるいはご質問ございませんでしょうか。

佐藤（憲）委員

○ 貧困対策計画、これを延長したいというところについて、計画自体について意見ということはないんですが、こういったもの、先ほどの幸福計画もそうですけれども、作ったものについてどう発信していくかというところ、情報を伝えていただくというところ、発信力の強化というところもぜひお願いしたいと感じます。

先ほどの幸福計画もそうなんですが、いろいろな要素が盛り込まれてきているかと思えます。というのは、この世の中いろいろなところで問題がふえてきていることゆえのものだと思っておりますので、そういったところに取り組む、対応していくということにつきましては決して保健福祉部の分野だけではなくて、県庁のほかの分野のところも横断的に対応していただきたいということを希望いたします。以上でございます。

足立会長

○ ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。まだご意見いただいていない委員の先生方、どうぞご遠慮なくご発言いただきたいと思っておりますけれども、公募委員の本多委員、いかがでしょうか。

本多委員

○ 私は小学校高学年の子どもと中学生の子どもがいるんですけども、実際小学校の保護者の方で、貧困になりやすいというのは、やはり母子家庭だとか父子家庭のひとり親が多いと思うんですけども、そういった家庭で不登校になってしまったりとか、父親がなかなか仕事に行けなくて、子どもさんが学校に行きたがらないということで何回も小学校に来ていたり、あと夜勤があったりとか、もしそういう親御さんだったりするとなかなか子どもさんが家を空けられなかったりして大変だなと感じたことがあります。あと、ひとり親家庭の方が私の周りでも結構いるんですけども、母子家庭で、お母さんが働いていたんですけども体を壊してしまったりとか心の病気で結局働けなくなってしまったとかで実家に戻ったりとかそういった話も聞いたので、やはり親の心のケアなんかもそういった根底には必要なのかなと感じたりしていました。

○ あと、私はみやぎ生協でコープ委員というのもやっているんですけども、月に1回程度、委員会でいろいろ話を聞いたりすると、みやぎ生協で最近子ども食堂というのを

やったりするみたいで、それで大人の人も来てくださいという感じで間口を広げてやっているみたいですが、やはりその取り組みというのもまだ最初なので手探りだったり、そこで虐待だとかそういったことが見抜けなかなということも考えながらやっているということを知りまして、そういった子ども食堂のような、地域の方が何か子どもと接することができるような、そういった場ができれば少し貧困対策の一助になるのかなと思うんです。具体的にはやはり個人で行うのは難しいので、NPOだとかお店だとか企業とかそういったものが主体となって、行政もですね。財政面とかいろいろな問題はあろうかと思うんですけれども、そういう取り組みができると、もう少し具体的な貧困対策という形になるんじゃないかなと感じております。以上です。

足立会長

○ それでは、民生委員児童委員協議会の佐藤委員、お願いいたします。

佐藤（善）委員

○ 今までのお話に関連しますと、私たち民生委員児童委員の大きな任務の一つは「つなぐ」ということで、家庭でいろいろな問題が起きていけばそれを関係機関につないでいく、そういうことが大きな仕事の一つです。

私は、要保護児童対策地域会議の中の実務者会議に所属しております。児童の虐待問題に関して検討し、その対策を講じていくという会議ですが、その中で最近感じていることは、虐待が非常に低年齢化してきていることです。幼児、保育児等の虐待が多くなってきて、中学生とか小学校の高学年というのが比較的少なくなってきているのかなと思います。中学生や小学校高学年の虐待が見えにくくなったのかも知れませんが、今のところあがってきているのを見るとそういうような傾向が一つ見られるということです。

○ それから、私たちは地域の見回りもやっております。民生委員というと何か高齢者対策、それから貧困家庭への対策、それを担っているとみられがちですが、現在は民生委員児童委員ということで児童委員にもなっております。子どもたちの問題についても対応していくというのが私たちの任務です。これからも今までの活動をそのまま強めていけば、今まで見落としてきた家庭で問題を抱えている子どもたち、そういった家庭等を見だし、つないでいくということが出来ると思います。このような活動を今後ともやっていくということが大切なのかなと今感じておりました。以上でございます。

足立会長

○ 日本労働組合の阿部委員、いかがでしょうか。

阿部（祥）委員

○ 今いろいろお話をお伺いしてございまして、子どもの貧困対策の部分が全て家庭のみの責任とせずということで、包括的な支援とかは非常にいいことだと思うんですけれども、やはり子ども自身からすると子ども自身が頼れる部分というのが、いろいろ学校の

先生とか地域のご近所の方がいらっしゃると思うんですけども、子どもが頼るとなるとやはり自分の親になるんだらうなと思っております。

その際に、今、連合としましても春闘が始まっておりますけれども、その部分の賃上げですとか働き方改革に関連するワーク・ライフ・バランスですとかいろいろありますけれども、そういった衣食住の部分、やはりベースとなるのはそういった親御さんの部分になるかと思っているところでございます。ぜひそういったところに、労働組合総連合としましても取り組んでまいりますけれども、ぜひ宮城県としましても企業といろいろ連携をとっていただきながら、働く親への支援に取り組んでいただきたいと思います。例えば片親の家庭とかですと、朝早く出て夜遅く帰る、そういった家庭環境も影響するのかなと思っているところであります。ぜひそういった部分も各県の企業とも連携をとっていただきながら、そういった部分でも進めていただけるとありがたいな思っているところでございました。

以上でございます。

足立会長

○ それでは、小学校の立場から大竹委員にお願いいたします。

大竹委員

○ この概要版、平成28年3月につくられた概要版、それから閣議決定がされた法律を読ませていただいて、では学校で何ができるのかなと、教育支援のところちょっと考えてみました。

学校をプラットフォームとした、とか、生活困窮世帯への学習支援、それからそのほかの教育支援、就学支援とかさまざま書いてあるんですけども、では子どもたちを目の前にした先生方は何ができるのかと考えてみました。部局のほうでやっていたら経済的な支援というのはなかなか学校ではできかねます。何をしたらいいのかなと思ったんですけども、やはり子どもたち、それから保護者の心を育てていくことかなと思っております。本県には「志教育」というすばらしい教育がございます。やはりそういうことを推進しながら、子どもの貧困対策推進に関する法律の目的、基本理念に書いてあります「全ての子供が心身ともに健やかに育成され、そして子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため」、ここが教育の分野でできる目標なのかなと思っております。

そこで、子供たちを見てみると、小学生はすごく子どもなのかなと思ったんですけども、結構子どもたちって力があって、できることってあるなと小学校に勤務して思いました。それで、前に、震災の後に子ども総合センターの本間先生がおっしゃっていたことなんですけれども「子どもたちにはレジリエンスがある」と、回復力という言葉なんですけれども。学校でそういう指導がきちんとなされることによって、例えば震災の後すごく家庭が大変で、地域も大変だった子どもたちも、学校でそういう普通の学校生活を送られることによって回復していくんだというお話をいただいたことがありました。その子どもたちの力をどんどん育てていきたいなと学校現場では思っております。

そこで、もしかしてこれは概要版の6の「その他の教育支援」に入るのかなと考えました。その中には、ある程度の取り組みというか、枠というか、経済的支援とか物理的なものの支援が書いてあると思うんですけども、学校ではやはり子どもたちの心を育てるというのが一番だと思います。教育委員会では経済的な支援とか、市町村の教育委員会ではそういうことの予算とかは要求できると思うんですけども、学校でできることはそういう子どもたちに対する力を育てて、子どもたちの力を信じて育てる教育内容のかなと思っておりますので、もしできましたら、この辺のところをより具体的に教育の支援のところにお書き添え願えればなと思いました。以上です。

足立会長

- ありがとうございます。終了の時間が間もなく近づいておりますけれども、もうお一人ぐらい、この貧困対策計画についてご意見ございましたら、いかがでしょうか。

君島委員

- 今期の現行計画の策定するときにもかかわらせていただきました。そのときに、ほかの委員さんから今期の計画について、やや学校に上がってからの部分にちょっと偏りがあるんじゃないかというか、就学してからの支援が多くて、どうなんだろうというお話があったかと思えます。子どもの貧困って学校に上がってから始まるわけじゃなくて、乳幼児期に既に始まっていたりとか、もっと言えば妊娠期から始まっているんですよという話が出たと思えます。

次期計画に関して、今回示された4ページですか、大綱のポイントの基本的方針のところ、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援というところが入って、よかったなと思っています。今期の計画ではやや手薄だったところがここに入ってきて非常によかったと思いますので、ここを特に重点的にというわけではないんですけども、留意して策定してほしいなと思います。

先ほどほかの委員からもありましたように、子育て世代包括支援センターの設置が進んだりあるいは子ども・家庭総合支援拠点が今進められていると思いますので、そういう観点からも、妊娠期から乳幼児期にかけてのところもボリュームを持って策定していただければなと思っています。以上です。

足立会長

- では高野委員、どうぞ。

高野委員

- 貧困対策ですけども、私らは保育所におります、地域におります。さっきの民生委員の方からも、地域の中につなぐというお話があったんですけども、うちは本当に、仙台市で子育て支援センターを始めたという場所で、民生委員さんと一緒にいろいろなことをやってきました。何か地域でこういうことがあると「こういう心配な子がいるんだけども保育所の一時預かりで見てもらえないかな」とか、そういうところでの連携



をずっととってきたんですけれども、本当に貧困なのは貧困なんですよ。

だから、先ほど君島先生も「切れ目なく」とおっしゃいましたけども、子どもが保育所に来ていて、病院に熱があっても行かない、行けない。何でかという、たった 500 円が無いんですよ。私ね、「学校に入るまでは病院代かからないんでしょう」とお母さんに言うと「いや行けない」と言うんです。「初診に 500 円かかるんです」と。それを私はずっと知らなくて、だから 500 円あげたんです、これでまず病院に行ってくださいねと。そのあと福祉事務所と話ししながら生活保護につないだんですけれども。

本当に食べられなくて、子どもが夜、コンビニでおにぎりを買って公園で食べていたとか、本当に今の日本にそんな子がいるのかなと思うくらいいるんです。だから、貧困に対してこういう対策を。というだけけれども、今日、今だっているわけでしょう、明日もいるんですよ。だから、本当に貧困をどうしていくかですよ。親を責めるのは簡単ですよ。だけど子どもは関係ないわけですよ。

だから子ども・子育て計画にしたって、この子育て会議が始まったときに私は最初に言ったと思いますよ。貧困という言葉がどこにもなかったから、宮城県には貧困の子はいないんですかと。実際いるんです。食べられないと保育所で夕食を全部食べさせてから帰す。風呂になんか入らないから、風呂に入れてあげる。それから保育所に連れてこないんですよ、今度。そうしたら迎えに行きます。

母親の単身家庭、父親の単身家庭とありますが、お父さんでも 3 人育てていますよ。そうすると、お父さんも出張とかあるでしょう。そういうとき上の子が小学校 6 年生とか 4 年生がいると置いていくんですよ、一番下の子を、保育所の子を。そうすると、それはだめだから、例えばうちは朝 7 時になったら迎えに行って、8 時になったらご飯を食べさせて風呂に入れておうちに連れて行って、あとお父さんが帰ってくるまではお兄ちゃん、お姉ちゃんに見てもらおう。それが 4 日とか 5 日の海外出張なんていうときは、うちの保育所は 7 時から 8 時までしか見ませんから、毎日それを繰り返す。7 時に行って 8 時になったら帰して。本当は施設に預けてもらおうと一番いいのですが。お父さんはそれは嫌だと言いますけどね。

ですからそういった、お金だけの話ではないけれども、家庭的にのちもさっちもいかな家庭というのは本当にあるんです。貧困は待ったなしなので、ぜひ、「絵に描いた餅」にならないようにぜひ対策を考えていただきたいです。仙台市には訴えていますけれども、「保育所はそういうことはしなくていい。お迎えに行って事故があったら誰が責任とるんですか」とかね、そういうことしか言わないですよ。責任は私がとりますと言ってお迎えに行って連れてくるということをやらなきゃいけないんです。本当は保育所でお金やっちゃだめなんだけれども、500 円がなくて病院に行けないんだったら 500 円をあげざるを得ないですよ。そういう貧困が決して何人という単位じゃなくて、結構いるということをぜひ皆さんにわかっていただきたいなと思います。

足立会長

○ 貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、今回のさまざまな意見を踏まえて来年度の計画

策定作業を進めていただきたいと思います。

### (3) その他

足立会長

- それでは最後に、その他ですが、ここまでの内容以外でご意見あるいはご質問、ご提言ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

我妻委員、どうぞ。

我妻委員

- 貧困に関することですが、地域といろいろな機関のネットワークが入っていないのではないかと思います。余り詳しいことは言えないところなのですが、見える貧困と見えない貧困があって、私は児童館なんですけれども、児童館で見える部分と地域じゃないと見えない部分があって、それをやはり連携していく必要があると思います。民生委員さんと連絡をとって、「この家、ちょっと気になるんだけどどうですか」と聞くと、民生委員さんも気にして「様子を見ていました」とお互い連携したり、あるいは学校と相談して、「こういうこともあるんですけども、学校ではどう対応していますか」とお互い情報交換をしたりしながら、支援がなかなか行き届きにくい子どもを見つけていくためにネットワークが一つ入るといいんじゃないかなと思ったので、つけ加えさせていただきました。

足立会長

- 貴重なご意見ありがとうございました。この点も踏まえて進めさせていただければと思います。

それでは、本日の議事は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

事務局

- それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。

## 5 閉会

以上